

北海道運輸局札幌及び室蘭運輸支局長 殿

北海道運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業による新千歳空港利用者の  
冬期輸送対策について

新千歳空港における冬期のタクシー輸送力の不足に対応するため、昨年度は「一般乗用旅客自動車運送事業による新千歳空港利用者に係る冬期輸送対策について」（平成30年11月7日付け北自旅二第293号。以下「293号通達」という。）により、営業区域の特例措置を講じたところであるが、その効果・影響を検証し、293号通達を廃止のうえ、下記のとおり措置することとしたので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

本措置は、あくまで新千歳空港利用者に対する安定的輸送力の確保を目的とした補完的措置であるため、事業者間の事業運営に影響を生じさせ、輸送秩序の混乱を招くことのないよう留意のうえ、タクシー乗り場等新千歳空港構内の秩序維持について、格段の指導を実施願いたい。

なお、本件については、一般社団法人北海道ハイヤー協会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長あて別添のとおり通知したので、貴支局において当該協会に加盟していない管内事業者に周知されたい。

記

1. この通達により認められる営業区域

千歳圏のうち新千歳空港構内（以下「ポイント区域」という。）とする。

## 2. ポイント区域を営業区域とすることができる事業者

札幌交通圏及び苫小牧交通圏のいずれかに営業所を有する法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者のうち、ポイント区域の事業計画変更認可申請を行い、その認可を受けた事業者とする。

なお、ポイント区域を発地又は着地とする旅客の輸送に適用する運賃は、当該輸送に応じた車両が属する営業所にて適用する運賃とする。

## 3. ポイント区域の認可に付する条件及び期限

(1) ポイント区域を発地又は着地とする旅客の輸送に限る。

(2) 事前の予約がある旅客の輸送に限る。

(3) 法人タクシー事業者にあつては、札幌交通圏（又は苫小牧交通圏）の営業所に属する車両のうち、次のものに限る。

① 特定大型車・大型車又は普通（中型）車のうち、乗車定員6名以上のタクシー車両

② 都市型ハイヤー車両

ただし、大雪等による航空機やJRの遅延、運休等が発生した場合は、①及び②以外の車両も認める。

(4) 新千歳空港へ入構して旅客を扱う際には、輸送の安全確保のため空港構内の輸送秩序を維持すること。

(5) 申請年度12月1日（又は認可日）から3月31日までとする。

## 4. ポイント区域の認可申請期間について

毎年度11月1日から申請を受け付けるものとする。なお、実施予定日の2週間前までに申請をするものとする。

## 附 則

### 1. (適用期日)

この通達は、令和元年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

### 2. (見直し)

この通達の施行後、輸送の安全、利用者利便の向上等に多大な影響が生じる事象が発生する蓋然性が有る場合、及び、著しい情勢の変化が生じ、この通達が実態と著しく乖離する場合等においては、必要に応じ、この通達の見直しを行う。

北自旅二第238号の2

令和元年10月30日

一般社団法人北海道ハイヤー協会会長 あて

一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長 あて (単名各通)

北海道運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業による新千歳空港利用者の  
冬期輸送対策について

標記について、別添のとおり新千歳空港に係る取扱いを定め、関係運輸支局長あて通知したので了知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底を図るようお願いいたします。